

社会福祉法人愛燦燦 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛燦燦（以下「法人」という）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会出席の報酬)

第 3 条 役員が理事会、又は評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬を支払わないものとする。また、当法人の職員を兼ね職員給与を支給している役員及び理事長については報酬を支給しない。

2 評議員が理事会、又は評議員会に出席したときは、別表 2 により報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬を支払わないものとする。

(実地指導・監査への立合い及び監事監査の報酬)

第 4 条 役員が実地指導・監査への立合い、又は監事監査に出席したときは、別表 3 により報酬を支払うことができる。ただし、実地指導・監査への立合い、かつ同一日に開催された監事監査に出席したときは、監事監査に係る報酬を支払わないものとする。また、当法人の職員を兼ね職員給与を支給している役員及び理事長については報酬を支給しない。

2 評議員が実地指導・監査への立合い、又は監事監査に出席したときは、別表 4 により報酬を支払うことができる。ただし、実地指導・監査への立合い、かつ同一日に開催された監事監査に出席したときは、監事監査に係る報酬を支払わないものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第 5 条 理事長が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表 5 により報酬を支払うことができる。

2 役員は理事会、評議員会、実地指導・監査への立合い、監事監査出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 6 により報酬を支払うことができる。

3 評議員が理事会、評議員会、実地指導・監査への立合い、監事監査出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 7 により報酬を支払うことができる。

4 この法人の全役員の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

(出張旅費)

第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 8 により報酬を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を支給する。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(費用)

第 7 条 当法人の役員及び評議員が職務の遂行にあたって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 当法人の役員及び評議員に対する報酬及び旅費並びに費用等は、都度現金にて支給する。但し、理事長に支給する報酬は毎月20日に指定する金融機関の口座へ振込で支給する。(支給日が銀行休業日の場合は翌営業日に支給)

(改正)

第 9 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 1 この規程は、平成 3 0 年 1 月 1 日以降より適用する。

社会福祉法人愛燦燦 役員等報酬規程に関する別表

	支給詳細	支給金額
別表 1	役員(理事、監事)が理事会及び評議員会の出席に関する報酬	5,000円/回
別表 2	評議員が理事会及び評議員会の出席に関する報酬	3,000円/回
別表 3	役員(理事、監事)が実地指導・監査及び監事監査の出席に関する報酬	5,000円/回
別表 4	評議員が実地指導・監査及び監事監査の出席に関する報酬	3,000円/回
別表 5	理事長が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合に関する報酬	600,000円/月
別表 6	役員は理事会、評議員会、実地指導・監査への立合い、監事監査出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合に関する報酬	5,000円/日
別表 7	評議員は理事会、評議員会、実地指導・監査への立合い、監事監査出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合に関する報酬	5,000円/日
別表 8	役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合に関する報酬	5,000円/日